

販売委託契約書

委託者_____（以下「甲」という）は、有限会社ゲットマーケット開発（以下「乙」という）は、次のとおり販売委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的） 甲は乙に対し次の商品（以下「写真素材」という）の販売を委託し、乙はこれを受託した。原則、写真の著作権は甲にあるものに限る（但し他者撮影の場合、著作権がない方は、撮影者と販売者との著作権譲渡契約書が必要になります）万が一譲渡契約を交わさず他人の著作権の写真の販売トラブルが起きた際、甲は全ての責任を負うものとする。

また、あらゆる第三者の著作権等知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（本サービス上のコンテンツの無断使用、及び第三者が権利を有するコンテンツの提供等を含む）を禁じます。上記の行為に対してトラブルが発生した際、甲は全ての責任を負うものとする。

第2条（業務） 前条における乙の受託業務範囲は次のとおりである。（1）商品の販売業務（2）商品の利用者（以下、「弄り利用者」という）からの代金の回収

第3条（販売価格）利用者に対して提供するメニュー及び小売価格は、下記のとおりとする（1）写真素材の販売価格一覧 Sサイズ 2000円～、Mサイズ 3500円、 Lサイズ 4000円。また定額販売や割引・サービス改定などによる価格の変更もある。

第4条（販売手数料） 甲は、乙に対して第3条で定めた小売価格に30%の販売手数料を支払うものとする。また無料や、割引キャンペーン時は割引価格に対する販売手数料とする。

第5条（代金の支払） 本契約にかかる商品の代金は、乙が利用者から回収し、第4条で定めた販売手数料を差し引いた額を、甲指定の口座に振込む。また振込みは配当金累計5,000円以上からのお支払になり、本契約にかかる商品の代金は、振込み請求した月の末日を締切りとし、翌々月末日払いとし、振込手数料・源泉所得税を差し引いた金額を振込む事とする

第6条（報告義務） 乙は、甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報をすみやかに報告しなければならない。

第7条（契約期間） 本契約の有効期間は、本契約締結日から3年間とする。但し、契約期間満了の1ヶ月前までに、一方当事者より別段の書面による意思表示がなされない場合で、かつ、甲乙間で取引が継続している場合は、新たな期間を1年間として自動更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（合意管轄） 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、福岡地方裁判所を第一審管轄裁判所とする 以上、本契約の成立を証するため、本書を作成し、各自記名捺印の上取引をしている期間は大切に保管下さい。

令和 年 月 日

甲：住所： 建物名：

会社名： 印 名前： 印 TEL：

乙：福岡市博多区千代2-22-8 一豊ビル2F

有限会社 ゼットマーケット開発 屋号 モデルバンク 代表取締役 岩永 健志

